

土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）第五条第一項の規定により、次のとおり公示送達する。

令和七年十月九日

広島県収用委員会会長 野 曾 原 悦 子

- 一 送達を受けるべき者
別紙のとおり
- 二 送達すべき書類の名称
家下川2砂防工事（広島県広島市南区似島町字家下地内）に係る土地収用事件の裁決書
正本

三 土地等の表示
収用の部分に関する事項

所在	地番	地目		積	収用する土地の面積（㎡）
		公簿	現況		
広島県 広島市南区 似島町 字家下	五八二六番二	畑	原野	二四四	
				二四四・四一	
					二四四・四一

- 四 送達すべき書類を保管している部局の名称及びその所在地
広島県土木建築局土木建築総務課
広島市中区基町一〇番五二号
（注意） 右書類を受領しないときは、令和七年十月三十日に、その書類の送達があつたものとみなされます。

送達を受けるべき者

住所	土地所有者氏名
Rua Major Cardim, 292-V. Zampol-Ribeirao Pires-SP, Brasil	向井 弘子